

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年 3 月 11 日

水 曜 日

第 3882 号

目 次

告 示

○都市計画事業の事業計画の変更認可	1
○土地区画整理組合の解散認可	3
○地籍調査の成果の認証	4

公安委員会告示

○富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正

公 告

○県有財産に係る一般競争入札の実施	9
○基本測量の終了	12

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第94号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成27年 3 月 11 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 施行者の名称
富山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
富山高岡広域都市計画道路事業
3・6・242号 大正町池田町線
- 3 事業地
(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

4 事業施行期間

平成18年 2 月15日から

平成32年 3 月31日まで

富山県告示第95号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成27年 3 月11日

富山県知事 石 井 隆 一

1 施行者の名称

富山市

2 都市計画事業の種類及び名称

富山高岡広域都市計画道路事業

3・4・271号 不二越町秋吉線

3 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

4 事業施行期間

平成14年 3 月20日から

平成32年 3 月31日まで

富山県告示第96号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年3月11日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 施行者の名称
魚津市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
魚津都市計画下水道事業
魚津公共下水道
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし
- 4 事業施行期間
昭和61年1月9日から
平成30年3月31日まで

富山県告示第97号

土地区画整理組合の解散認可について

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、砺波市杉木土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定によりその旨を公告する。

平成27年3月11日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第98号

地籍調査の成果の認証について

富山市における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

平成27年3月11日

富山県知事 石 井 隆 一

1 調査を行った者の名称

富山市

2 調査を行った時期

富山市大字下野の一部（下野1-①）

平成23年4月1日から

平成26年3月25日まで

富山市大字下野の一部（下野1-②）

平成23年4月1日から

平成26年3月25日まで

3 成果の名称

富山市大字下野の一部（下野1-①）の地籍図及び地籍簿

富山市大字下野の一部（下野1-②）の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

富山市大字下野の一部（下野1-①）

富山市大字下野の一部（下野1-②）

5 認証年月日

平成27年3月4日

富山県公安委員会告示第24号

富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正について

富山県公安委員会が行う交通規制について（昭和46年富山県公安委員会告示第125号）の一部を次のように改正し、平成27年3月14日から施行する。

平成27年 3月11日

富山県公安委員会

委員長 高 木 繁 雄

別表第 1 (1)通行禁止

黒部市の項第45号の次に次の 1 号を加える。

46	新幹線黒部 宇奈月温泉 駅東口広場	黒部市若栗3210-3先 新幹線黒部宇奈月温泉駅東 口広場入口から 同 若栗3210-3先 新幹線黒部宇奈月温泉駅東 口広場出口まで	220	終日	車両(路 線バス・ タクシー を除く)
----	-------------------------	---	-----	----	------------------------------

富山市の項第19、20、65、69、108、210、211、401号を次のように改める。

19		削 除				
20		削 除				
65		削 除				
69		削 除				
108		削 除				
210		削 除				
211		削 除				
401		削 除				

富山市の項第 404号の次に次の 2号を加える。

405	富山駅南口駅前広場	富山市桜町一丁目 4-1 先 富山駅南口駅前広場入口か ら同 桜町一丁目 4-1 先 富山駅南口駅前広場出口ま で	190	終日	車両（路線バス・タクシーを除く）	
406	富山駅横断線	富山市新富町一丁目 6-1 先 から同 明輪町73-1 先まで	127	終日		

別表第 1 (2)踏切道の通行禁止

北陸本線高岡市の項第 1号を次のように改める。

1		削 除				
---	--	-----	--	--	--	--

別表第 1 (3)一方通行

富山市の項第 269号を次のように改める。

269	富山市婦中町速星（4区） から同市婦中町速星（4区） 星支店横までに至る市道は、 同順路の進行方向の一方通行とする。	570吉田方前か 588北陸銀行速 星支店横まで	140	終日	自動車・原付	
-----	---	--------------------------------	-----	----	--------	--

高岡市の項第 242号の次に次の 3号を加える。

243	高岡市下黒田1790-2先新幹線新高岡駅北側駅前広場入口から同市下黒田1790-2先新幹線新高岡駅北側駅前広場出口までに至る市道下黒田京田線（北側駅前広場）は、同順路の進行方向の一方通行とする。		219	終日	自動車・原付	
244	高岡市下黒田1790-2先新幹線新高岡駅南側駅前広場入口から同市下黒田1790-2先新幹線新高岡駅南側駅前広場出口までに至る市道下黒田15号線（南側駅前広場）は、同順路の進行方向の一方通行とする。		270	終日	自動車・原付	
245	高岡市下黒田1790-2先新幹線新高岡駅西側駅前広場入口から同市下黒田1790-2先新幹線新高岡駅西側駅前広場出口までに至る市道下黒田8号線（西側駅前広場）は、同順路の進行方向の一方通行とする。		35	終日	自動車・原付	

別表第 3 追越しのための右側部分のみ出し通行禁止

氷見市の項第12号を次のように改める。

12	一般国道 415号	氷見市大野1042先 大野交差点から 同 谷屋4044 新堂方前まで	5,260	終日		
----	--------------	---	-------	----	--	--

氷見市の項第12号の次に次の1号を加える。

13	一般国道 415号	氷見市谷屋4044 新堂方西方 240m先チェー ン着脱場から 同 熊無1331先 石川県境まで	3,500	終日		
----	--------------	--	-------	----	--	--

別表第 5 最高速度

朝日町の項第11号を次のように改める。

11	農道	朝日町金山1-2先から 同 不動堂20先まで	2,350	終日	50	
----	----	---------------------------	-------	----	----	--

黒部市の項第87号を次のように改める。

87	県道 荻生若栗線	黒部市荻生5390 飯村方先から 同 荻生3208 西田木工先まで	1,670	終日	40	
----	-------------	--	-------	----	----	--

黒部市の項第 107号の次に次の2号を加える。

108	県道 荻生若栗線	黒部市荻生3208 西田木工先から 同 若栗3229 西田方先まで	330	終日	30	
109	県道 荻生若栗線 県道 朝日宇奈月 線	黒部市若栗3229 西田方先から 同 宇奈月町内山3311 竹山方先まで	6,300	終日	40	

富山市の項第 299号を次のように改める。

299	市道 赤江稲荷線 市道 区画街路第 4607号線	富山市窪本町15-23先 窪本町東交差点から 同 館出町一丁目10-4 東邦工業株先まで	950	終日	30	
-----	--------------------------------------	---	-----	----	----	--

高岡市の項第 446号を次のように改める。

446	市道 下伏間江13 号線	高岡市下伏間江 125 武内卓司方先交差点から 同 二塚 445 スポーツコア (北) 交差点 まで	890	終日	40	
-----	--------------------	--	-----	----	----	--

氷見市の項第75号を次のように改める。

75	一般国道 415号	氷見市谷屋4044先 新堂方西方 240m先チェー ン着脱場から 同 熊無1956 田島方前まで	2,560	終日	50	
----	--------------	--	-------	----	----	--

別表第 7 車両の停車及び駐車禁止(2)その他

黒部市の項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

2	県道 荻生若栗線	黒部市荻生3208 西田木工先から 同 若栗3229 西田方先まで	330	終日		
---	-------------	--	-----	----	--	--

富山市の項第23号を次のように改める。

23	県道 富山停車場 線 市道 県庁線	富山市宝町一丁目 3-2 コンフォートホテル富山駅 前横から 同 桜町一丁目 4-3 東急インビル別館前まで	320	終日		
----	-------------------------------	--	-----	----	--	--

富山市の項第25号の次に次の 1 号を加える。

26	市道 富山駅西口 交通広場線 市道 富山駅南北 線	富山市明輪町59-11先から 同 宝町一丁目 2-2 先ま で	225	終日		
----	--	---------------------------------------	-----	----	--	--

別表第 8 (1)車両の駐車禁止

富山市の項第 4 号を次のように改める。

4	市道 富山駅西線	富山市宝町一丁目 3-2 コンフォートホテル富山駅 前横から 同 神通町一丁目 4-22 養徳寺前まで	500	終日		
---	-------------	---	-----	----	--	--

高岡市の項第 283号の次に次の 4 号を加える。

284	市道 下黒田京田 線	高岡市京田 611先 新高岡駅北口交差点から 同 下黒田1790-2 新幹線新高岡駅北側広場出 入口まで	180	終日		
-----	------------------	--	-----	----	--	--

285	市道 下黒田京田 線 (北側駅前 広場)	高岡市下黒田1790-2 新幹線新高岡駅北側広場入 口から 同 下黒田1790-2 新幹線新高岡駅北側広場出 口まで	219	終日	バス・ タクシー を除く	
286	市道 下黒田4号 線 (南側駅前 広場)	高岡市下黒田1790-2 新幹線新高岡駅南側広場入 口から 同 下黒田1790-2 新幹線新高岡駅南側広場出 口まで	270	終日	バス・ タクシー を除く	
287	市道 下黒田8号 線 (西側駅前 広場)	高岡市下黒田1790-2 新幹線新高岡駅西側広場入 口から 同 下黒田1790-2 新幹線新高岡駅西側広場出 口まで	35	終日		

別表第 9 (1)停車の方法

富山市の項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

4	市道 富山駅西口 交通広場線	富山市明輪町59-11先から 同 明輪町 237 駅レンタカー富山営業所南 東先まで	30	終日	停車方法 表示線内 に停車す ることが 出来る	
---	----------------------	---	----	----	-------------------------------------	--

~~~~~  
公 告  
~~~~~

県有財産に係る一般競争入札の実施

県有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法
施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成27年 3 月 11 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する物件

所在地	区分	種目・構造	数量（登記簿）
富山県富山市五福字御用地 5153番 2、5153番 4	土地	宅地	350.40㎡
	建物	木造瓦葺 2 階建居宅	1 階 111.55㎡ 2 階 39.74㎡

2 入札に必要な資格

次の各号のいずれかに該当する方は、この入札に参加することはできません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過しないもの若しくはその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 今回の入札において特別に定める制限に該当する者（詳細は、入札説明書及び入札心得書のとおり。）

3 入札説明書、入札心得書及び契約条項を示す日時及び場所

- (1) 日時 平成27年3月11日（木）から平成27年5月11日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県経営管理部管財課財産活用推進係
電話番号 076-444-3172（直通）

4 入札参加申込み

一般競争入札に参加しようとする方は、平成27年5月11日（月）までに、入札説明書に定める申込書及び添付書類を、富山県経営管理部管財課へ持参されるか、又は簡易書留でお申し込みください（簡易書留は、締切期限の消印有効です。）。

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成27年5月20日（水）午前10時00分
- (2) 場所 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県庁本館1階入札室

6 入札保証金

入札に参加しようとする方は、原則として、銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手により、入札保証金として金596,000円を平成27年5月20日（水）午前9時30分から午前9時50分までに県に納める必要があります。

7 予定価格の公表

予定価格は、あらかじめ県が定めた最低売払価格をいい、金5,960,000円です。

8 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以上の最高価格で入札した方を落

札者とします。

9 入札の無効

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第94条及び別に定める入札心得書第7条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

10 契約の締結

落札者は、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は算入しません。）に契約を締結する必要があります。この期間内に契約を締結しない場合は、入札保証金は、県に帰属します。

11 契約書の作成の要否及び売買代金の支払方法

落札者は、県と落札物件に関する契約書の作成を行ったうえ、代金を知事の発行する納入通知書により指定する期限までに支払わなければなりません。

12 用途の制限

(1) 落札者は、県有財産売買契約締結の日から起算して5年間は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することができません。

(2) 落札者は、売買物件を暴力団施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供することができません。

13 現地説明の日時及び場所

(1) 日時 平成27年4月17日（金）午後2時から

(2) 場所 物件の現地

14 その他

(1) 現地説明に不参加の方が入札に参加された場合でも、現地説明における説明事項等について、全て了知されているものとみなします。

(2) 今回の入札結果を含めた契約内容について、県は、落札者の同意を得たうえで公表できるものとします（ただし、個人に関する情報を除く。）。

(3) その他詳細は、入札説明書によります。

15 問い合わせ先

富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県経営管理部管財課財産活用推進係

電話番号 076-444-3172 (直通)

基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 2 項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成27年 3 月 11 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

2 作業期間

平成26年 7 月 1 日から平成27年 2 月 27日まで

3 作業地域

高岡市、射水市、下新川郡朝日町